

平成29年3月1日
沖縄電力株式会社

「託送供給等約款」の認可について

当社は、改正電気事業法附則第3条第1項の規定に従い、同法第18条第1項に規定された「託送供給等約款^{※1}」を経済産業大臣に認可申請^{※2}しておりました。（平成28年10月31日発表済）

同申請に対し、2月17日に経済産業大臣より補正指示^{※3}を受け、昨日（2月28日）申請内容を補正し、本日（3月1日）経済産業大臣から認可されました。

本日認可を受けた「託送供給等約款」は、平成29年4月1日実施となります。

なお、同認可に伴う託送料金に変更はございません。

- ※1 小売電気事業者や発電事業者等が当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの
- ※2 今回の認可申請は、ネガワット取引の制度化に伴い、ネガワット取引に対するインバランス供給、需要抑制量調整供給契約の契約要件等について規定
- ※3 「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成29年2月17日公布）」の規定を踏まえ、電力量調整供給の特別措置に関する改正を適切に反映すること等

以 上

【関連資料 URL】

- ・ 託送供給等約款(平成29年4月1日実施)等

http://www.okiden.co.jp/business/free/fre_dl.html